

睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援事業（Q&A）

① 交付対象者・交付要件について

Q①-1 個人事業主はどのような概念ですか。

⇒ 事業所得（製造・卸売・サービス・小売業など）のある、個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が町内にあることが必要（いわゆる町内居住者）です。

町内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地により確認します。

Q①-2 農林水産業は対象となりますか。

⇒ 農業所得等において確定申告を実施している場合は、対象となり得ます。

Q①-3 滞納している町税がある場合、この支援金を受け取れますか。

⇒ 申請の際に町税等の滞納がないことが交付要件です。滞納がある場合は、申請されても支援金は交付できません。

Q①-4 法人の場合、本社が町外にあり、事業所が町内にある場合は対象となりますか。

⇒ 町内に事業活動を行っている事業所を有し、営利を目的として現に事業を営んでいる場合は、対象となり得ます。

ただし、支援の対象となる経費は、町内で営む事業にかかるエネルギー経費（燃料、電気、ガス、水道）のみとなりますので、町内事業所分のエネルギー経費が確認できる書類（内訳書、元帳の写し）の提出が必要です。

Q①-5 町内に複数の事業所があります。事業所ごとに申請はできますか。

⇒ 申請は、事業者単位となります。町内に複数の事業所があったとしても、申請は一度のみとなりますので、まとめてご申請ください。

Q①-6 開業間もない、新規創業者も対象となりますか。

⇒ 申請日以前において町内で営んだ事業に関し、1回以上決算期を迎えていることが要件となります。

② 交付対象経費について

Q②-1 エネルギー経費とは、具体的にどのようなものですか。

⇒ エネルギー経費とは、町内にある事業所の維持管理・運営及び事業を営むために必要な車両等にかかる、燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油）、電気、ガス（都市ガス、プロパンガス）、水道料をいいます。

Q②-2 ガソリン代を旅費交通費や消耗品費等として確定申告しています。交付対象経費となりますか。

⇒ 車両等にかかるガソリン代は交付対象経費となります。ガソリン代の内訳が確認できる書類（内訳書、元帳の写し）を添付してください。

Q②-3 他の公的制度で既に助成・補助を受けた経費について、今回支援金を申請することはできますか。

⇒ 同一目的として、他の補助金が交付され、又はされることとなっているエネルギー経費は交付対象経費とはなりません。

③ 支援金の交付について

Q③-1 エネルギー価格高騰緊急対策支援金が振り込まれたら連絡が来ますか。

⇒ 申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書」をお送りします。

振込連絡の予定はございませんが、通常、当該通知の到達後3週間を目途に振込をさせていただきます。

Q③-2 申請後、どれくらいで給付されますか。

⇒ 申請締め切り後、随時交付を行います。そのため早くとも8月以降になります。ただし、書類の不備等の解消に時間を要した場合は、当該期間に応じて交付まで時間を要します。

④ その他

Q④-1 申請に当たっての注意事項等がありますか。

⇒ 申請書等の提出期限日時までに必ず提出（不備書類含む）してください。なお、提出期限日時以降の受理（受付）は致しません。

申請書等は、睦沢町役場 2階 産業建設課 産業振興班でお預かりします。なお、提出された書類の返却はしません。また、郵送での提出も可能ですが、郵送申請の場合は、配達状況の追跡が可能な簡易書留やレターパック等により睦沢町産業建設課産業振興班まで送付してください。（郵送料は申請者負担となります。）

【宛先】

〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町 産業建設課 産業振興班 宛

※「睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金申請書類」在中と表面にご記載ください。

※郵送の場合は、提出期限日当日の消印有効となります。

Q④－2 申請書等の配布及び申請に係る相談窓口はありますか。

⇒ 申請書類は、睦沢町役場 2階 産業建設課産業振興班及び睦沢町商工会で配布しています。睦沢町公式HPでもダウンロードが可能です。

なお、申請相談は、睦沢町役場 2階 産業建設課産業振興班で受け付けます。(平日 9時00分から17時まで)

【お問合せ先】

電話：0475-44-2505 FAX：0475-44-1729

メールアドレス：sangyou@town.mutsuzawa.chiba.jp

Q④－3 この支援金は課税対象ですか。

⇒ 補助金等は税制上収入として取り扱われるため、課税対象となります。

Q④－4 社会福祉法人やNPO法人等で確定申告を実施していないのですが、当該補助金に申請はできませんか。

⇒ 法人の体系により、確定申告が免除等されている場合は、決算書の写しでもよいです。